

第21回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月5日(水)午後1時28分から午後3時28分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(21人)

1番	清水 静 枝	3番	箱 田 裕 史
4番	浦恩城 由 子	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
15番	塚 越 勤	16番	永 井 保 伸
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員(4人)

2番	中 村 滋	5番	佐 藤 勲
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主査	矢 島 賢 一
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	引 田 めぐみ
主任主事	安 藤 優 太

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐 藤 裕 徳
------	---------

7 職務のため出席した榛名支所産業観光課職員

係長	志 村 雅 之
主任主事	吉 沢 大 輝

8 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第21回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

○会長 それでは、ただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者が4名、議席番号2番、中村滋委員、そして5番、佐藤勲委員、また13番、天田晃委員並びに14番、戸塚英子委員の欠席がございました。4名欠席ということで、本日の出席委員は25名のところ21名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号10番、信澤健治委員並びに18番、川野健一委員の両名を指名いたします。

また、書記には事務局の石井係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

まず初めに、これから議事に入るわけですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどお願いいたします。

それでは、早速議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2並びにナンバー3、新規就農案件となっております。また、ナンバー2並びにナンバー3については、同一の新規就農者案件となっておりますので、一括して審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

それでは、詳細な営農計画につきましては、榛名支所産業観光課より説明をさせていただきます。

○榛名支所産業観光課 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は工芸作物、レモンバーム、ヘリクリサム、大麦、花卉、バラ、中室田町にて農地約13アールを購入し、営農を開始する案件となります。申請人につきましては、令和6年12月2日に就農相談会を実施いたしました。農業委員会からは西山康雄農業委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。まず、1の就農の動機です。農業体験をきっかけに農業に興味を持ち、自然環境のよい土地で無農薬の作物を作りたいと思ったからとのこととございます。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、作物をなるべく無農薬で育て、環境にも生き物にも配慮した安全な作物を生産、販売していきたいと考えているそうです。

3の職歴及び農業経験でございますが、農業における実務経験は幼少期の両親の農業の手伝いと家庭菜園のみで、必要な技術はこれから習得していきます。しかし、講習会にも積極的に参加していて、同じ作物を作っている仲間もいます。今後も不明な点や新たな技術が必要になった場合は、仲間や農業関係者からの助言を仰ぎながら継続的に学びを深めていく旨聞いております。

続きまして、2ページ目の営農計画書です。栽培作物は、レモンバーム、大麦、バラ、ヘリクリサムで、5年目までは今回の耕作地で栽培します。5年目以降は様子を見て、もし余力があれば規模拡大も視野に入れている旨伺っております。今回申請している農地に隣接する住宅を購入予定で、農地取得の許可が下りれば、現在の自宅からその住宅に引っ越す予定です。従事者については、基本的に譲受人1人で行う予定で、人手が必要なときは、無農薬栽培をしている仲間が協力してくれるそうです。

続きまして、3ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回の購入予定地となります。所有者との事前打合せは完了し、売買の契約を予定しております。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー1の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された西山康雄委員から報告をお願いいたします。

○20番西山委員 それでは、報告いたします。議席番号20、西山です。よろしくお願いいたします。

農地法3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対して、農林課、榛名支所産業課、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 それぞれの作物について、どんなものでどのように使いますか。

回答 レモンバームは、シソ科のハーブです。飲料用に使うようで、乾燥させたものを煮出して飲みます。大麦も同様で、飲料用に使うようです。バラは、ドライフラワーとして販売し、観賞用と飲料用とどちらも販売する予定とのこと。ヘリクリサムは、菊科に属する植物で、観賞用のドライフラワーとして使います。

質問2 農業経験はどの程度ありますか。

回答 幼少期の頃に両親の農業の手伝いをしていました。無農薬栽培については、講習会で勉強しながら自宅の庭で栽培をしています。

質問3 計画作物の作付経験がありますか。品種はどのように選んでいるのですか。

回答 4品種とも全て自宅の庭で栽培しています。品種の選定については、需要のあるものを仲間内で情報共有をしながら選定しています。

質問4 作物の販売方法はどのようにしますか。

回答 4品種ともパックでの販売を計画しています。インターネットを用いた販売のほか、同じく無農薬栽培をしている仲間を通して販売する予定です。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

これは今まで市外に住んでいたのですけれども、今回これをきっかけにこちらのほうへ住む。これ旦那さんと一緒に住むの、どう。

○事務局 本人がこちらにいらっしゃって、こちらのほうで栽培しながら生活するというふう聞いております。

○会長 では、旦那さんは違うのだ。

○事務局 来るのは本人だけという形で聞いております。

○会長 そうなの。

どうでしょう。

○10番信澤委員 10番、信澤です。耕作するに機械等の記載がないのですけれども、どういう状況なのでしょう。

○事務局 機械につきましては、現在所有はしていないとのことで、近所の方から借りて使うということで、費用のところにその借りる代金というので入れているというふう聞いております。労務費のところにトラクターを借りる代金ということで、一応1年間で5,000円という形でお話をしているそうなので、そちらの費用が入っているというふうな形になっております。

○会長 今のでいい。

ほかに質問等ございましたらお願いいたします。

○16番永井委員 16番、永井です。これレモンバームとか大麦とか飲料用に使うということですが、乾燥させただけのものというのは許可とか要らないのですでしたか。許可必要なのですでしたか。

○事務局 一応販売する上で許可とかというふうなことは、お聞きはしていない形になります。

○16番永井委員 食品衛生法の許可とかは必要ないものなののでしょうか。

○事務局 要らないという形で聞いております。

○会長 ほかに質問ございましたらお願いいたします。

手が挙がらないからよろしいでしょうか。

それでは、ほかに異議がなさそうなので、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きましてナンバー2、ナンバー3に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 2番と3番は、譲受人が同一の関連する案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。

2番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、榛名支所産業観光課より説明をさせていただきます。

○榛名支所産業観光課 それでは、続きましてリストのナンバー2、新たに営農を開始したいという申請であります。営農類型は露地野菜、ナス、ズッキーニ、チヂミホウレンソウ。中里見町と三ツ子沢町にて農地約57アールを借り上げ、営農を開始する申請となっております。申請人につきましては、令和7年1月28日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯野利貞農業委員、高橋正好推進委員と高瀬純一推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等

を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

続きまして、5ページを御覧ください。1の就農の動機です。幼い頃から近所の田んぼや畑で働く農家の姿を見て育ち、若手の露地ナス生産者が増えている榛名地区の農家を手伝ったことをきっかけに、露地ナス栽培の奥深さ、おもしろさ、難しさに刺激を受け、就農を決意しましたとのことでございます。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、まずは露地ナス、チヂミホウレンソウから経験を積み、2年目からはズッキーニの栽培も開始し、5年後には群馬県の経営指標を数値目標としたい。また、土づくりや病虫害防除にも知識を得て、当面は効率的なJA出荷にて長期に安定した農業経営を確立したいと計画しております。

3の職歴及び農業経験でございますが、就農するまできちんとした農業経験はなかったものの、令和6年には定植をあえて遅らせ、先行する先輩農家の定植、栽培、防除、収穫技術を予習的な実験研修にて習得しました。今後も剪定管理は地域の先輩農家、土壌診断や病虫害防除はJAのスタッフや農業事務所と相談を行いながら技術を習得していき、不明な点や新たな技術が必要になった場合は、農業関係者からの助言を仰ぎながら継続的に学びを深めていく旨聞いております。

続きまして、6ページの営農計画書です。栽培作物は、露地ナス、ズッキーニ、チヂミホウレンソウで、1年目は今回賃貸借予定の下里見町の圃場のみ、2年から5年目までは三ツ子沢町を併せて耕作となります。従事者については、基本的に1人で従事する旨聞いております。

続きまして、7ページ目の位置図です。太線で囲んだ箇所が、今回の賃貸借予定地となります。所有者との事前打合せは完了しています。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ナンバー2とナンバー3の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 議席ナンバー22番、飯野です。よろしく願いします。

農地法第3条許可申請、審議ナンバー2、ナンバー3について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農業の経験はどの程度ありますか。

回答 これまでの農業経験や研修の経験はありませんが、地域の農家複数人に教わりながら、令

和6年中に、今回賃貸借予定の中里見町の圃場にてナスとチヂミホウレンソウを作付しました。今年はずッキーニも作付しました。どちらも地域の農家に教わりながらやってみるつもりです。

質問2 令和6年の実績はいかがでしたか。

回答 ナスは500本植えて、うち100本青枯れ病になってしまいました。10トン程度売り上げることができました。チヂミホウレンソウは、種まきと消毒をした直後に雨が何度か降ってしまい、ほとんど発芽しませんでした。令和7年は、これを踏まえ作付圃場やチヂミホウレンソウの種まきの時期を変える予定です。

質問3 計画の量を出荷するまで1人で大丈夫ですか、大変ではないですか。

回答 現状では、箱詰めなどに関してもパートを雇わず1人でやる予定です。ズッキーニとナスは本来収穫期がかぶりますが、7月をめどにズッキーニをやめてナスだけにする計画です。令和6年は市外から毎日通いながら営農することができました。令和7年は市内に家を借りることができたので、より農業に集中できると思います。

質問4 営農に必要な機械等はどの程度持っていますか。

回答 現状所有している機械はありませんが、トラクター、動噴、草刈り機などは近くの農家が貸してくれています。トラクターは、令和7年度に国の補助金で購入する予定です。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけることをご報告させていただきます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○会長 ただいま飯野委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

1人でやるということなので、ナスだって12アールの管理する、ナスの収穫だ何だ大変だと思いますけれども。どうでしょう、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。この人独身だよ。なさそうですか。なければ、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書13ページ、議案第3号、ナンバー1が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書13ページ、議案第3号、ナンバー2が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

14番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー4から20まで事務局から説明がございました。

それでは、これよりその件に関して審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

この14番の譲受人の人は市外なのだけでも、この近くに今回、これ借りて耕作しているのですか、この人は。持っているのだけでも、借りているのだけでも。

○事務局 こちら、その隣接地がもともとこの譲受人の方が相続して取得した土地でして、そこでも既に栽培をしていて、そこと地続きのところはこちらの農地になるので、広げたいということで申請をしております。

○会長 分かりました。どうでしょう、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

質問等なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 近隣住民から駐車場として借り受けたという要望があるため整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

2番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については、事前調査案件となっております。また、関連する案件ですので、一括で審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番と2番につきましては、申請地は離れておりますが、営農者が同一のため、一括してご説明させていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められておまして、令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間の申請でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書5ページ、ナンバー10が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可と、こちらの5条の許可の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面中央でございます赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。記載にはございませんが、近隣小学校から北東に約240メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして2枚目、そして次の3枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、西側に河川がございまして、北側、東側に向けて農振農用地の広がりがございます。申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして4枚目、次の5枚目が公図の写しでございます。それぞれ図面中央の2筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が農地、南と東が水路、西側が堤にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が土地利用計画図でございます。ホチキス留めされている箇所を左下にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には本図面のとおり、合計512枚の太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱は192本で、その支柱の面積0.86平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は49.5キロワットでございます。

1枚おめくりください。7枚目がサカキの配置図でございます。図面のとおり1枚のパネルに対し1本を植え付けておまして、申請地全体で212本となります。

1枚おめくりいただきまして、8枚目が太陽光パネルの立面図になっております。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を左下にして御覧ください。営農型発電用のパネルに

なりますので、最低地上高は2.29メートル、このタイプの太陽光パネルが約3.2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。

営農型発電設備の下部の農地の面積ですが、3,871平米でございます。

営農者の属性はイの認定農業者でございまして、農作業経験は30年以上、作付作物の農作業歴は10年でございます。

1枚おめくりください。2の栽培計画ですが、栽培作物はサカキでございます。

1枚おめくりいただきまして営農に必要な農作業の期間ですが、記載にありますとおり、3月に施肥と剪定を行いまして、5月から10月にかけて除草と施肥を行います。8月から10月にかけて除草を行いまして、5年目以降の作業工程につきましても、1年目と同様に行う予定でございまして、9月から12月にかけて収穫し出荷をする予定と伺っております。

1枚おめくりいただきまして利用する農業機械についてですが、特に利用するものはないと伺っておりまして、農作業に従事する者は常時1名であるとのことでございます。

下部の農地における単収見込みにつきましては、サカキは生産に時間を要する作物でございますので、イの下部の記載のとおりでございます。

2枚おめくりください。営農型発電設備の設置による営農への影響の見込みでございますが、生産に適した日照量の確保でございますが、サカキは半陰性植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率は約25%であることから成育には支障がなく、太陽光パネルの下部には適していると思われまます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.29メートル、最高地上高2.89メートル、支柱と支柱の間隔が3.2メートルから3.6メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。下部の農地における収支の見込みですが、参考までに御覧ください。

4枚おめくりください。下部の農地で栽培する農作物を選定した経緯でございますが、サカキは半陰性の作物であり、営農型の下部の農地での生産に適していることから選定したとのことでございます。

単収見込みにつきましては記載のとおりでして、東京都青梅市、栃木県鹿沼市のデータを基に算出しております。作付から収穫するまでに要する期間ですが、5年でありまして、営農者の積み重ねたデータによりますと、平均して4年から5年でサンプルが出荷可能になり、成木になれば毎年継続的な収穫ができるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、知見を有する者からの営農協力についてですが、アドバイザーとして育成に関する助言のほか、サカキ生産の状況報告書作成などを行ってきた者の営農協力を得ており、関係会社に技術指導を委託していると伺っております。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を

立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められておりまして、令和7年4月22日から令和10年4月21日までの3年間の申請でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書6ページ、議案第1号、ナンバー13が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面中央でございます赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。図面には記載がございませんが、近隣小学校から東に約850メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして2枚目、次の3枚目が案内図でございます。図面の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地周辺は、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が公図の写しでございます。図面中央の田が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が田、東と西が水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が土地利用計画図でございます。ホチキス留めされている箇所を左下にして御覧ください。更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、合計256枚の太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱は106本で、その支柱の面積0.48平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は49.5キロワットでございます。

1枚おめくりください。6枚目がサカキの配置図でございます。図面のとおり1枚のパネルに対し1本を植え付けてありますので、全体で156本となります。

1枚おめくりいただきまして、7枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2.29メートル、このタイプの太陽光パネルを約3.2メートル間隔で設置しております。

1枚おめくりいただきまして営農計画でございますが、先ほどの1番と同様、サカキを栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 1と2の説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回第4班になっております。調査班長の永井保伸委員から報告をお願いいたします。

○16番永井委員 事前調査報告、第4班班長、16番、永井保伸。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲渡法人の代表者で営農者1名の出席でした。

質問1 現在、定植から3年目ですが、サカキの成育は順調ですか。枯れているところも見受けられますが、何が原因で枯れているのですか。

回答 根づいているところと、そうでないところがあるのですが、枯れているところは部分的なので、施肥や植え付けの仕方が悪かったのかと思います。成育が悪ければ植え替えが必要と考えています。

質問2 サカキの種類は何ですか。また、サカキを選定した理由は何ですか。

回答 サカキの種類は、ヒサカキです。比較的日光の当たらない場所のほうが葉の色がきれいに発色するので、下部の農地には適していると思います。また、管理の手間があまりかからないため、サカキを選びました。

質問3 日常の圃場管理は誰がしていますか。

回答 法人代表者が総括的な管理をしており、圃場の近隣に住む担当者が現地の除草や剪定などの作業を行っています。

質問4 他市でもサカキを栽培しているとのことですが、他市の圃場の成育状況はどうですか。

回答 おおむね順調に成育しており収量も取れています。ある程度伸びたら剪定し、定期的に施肥や害虫の駆除を行っています。サカキの価格が下がっていることもあり、今後はより利益につながるようなものがあれば、作目を変更することも検討しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、何でもいいですよ、質問してください。お願いします。

これ収穫時期見ると9月と12月なのだけれども、出荷はその2か月なのだけれども、サカキは神棚に上げたり、地鎮祭ですか、よく神主さんが使ったりする、1年中使っていると思うのだけれども、収穫はこの2か月だけなのだろうか。これこの間、聞き取り調査のときに聞けばよかったのだけれども、今ちょっと見て気がついたのだけれども。大体1年中出ているのだよね。だけれども、これでいくと収穫が9月と12月だけなのだけれども。それ以外の月は出さないか。

○事務局 その点につきましては、確認を改めてはちょっとしていませんのですけれども。

○会長 聞くのを忘れてしまったな。

○事務局 収穫は9月と12月にということで伺いました。

○会長 まだこれから。5年目からかな、これ見ると。5年目から収穫ということ。ほかのところでもやっているのでしたか、この人。

○事務局 高崎市ではもう一つ圃場がありますけれども、他市ではサカキの栽培を営農型でやっている。

○会長 やっているのだよね。いつときサカキ、サカキって、サカキばかり植える人が随分いたのだけれども、それほど需要があるものではないので、できればほかのもので。下もそれなりの収量上げて、収入も本当は得てもらいたいのですけれども。

飯野委員。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども、収支報告見ているのですけれども、この中で珍しいとちょっと思ったのですけれども、農業共済掛金なのですけれども、これが1年目は二、三万ですか、あとはずっと3万なのですけれども、この書き方ってどうなのか。

○会長 収入保険の下の作物なのだけれども、何の保険に入っているのだろう、これ。

○事務局 質問していただいたのですけれども、何の保険かというところまでではご回答いただけなくて。

○会長 たしか営農型の共済の掛金というのだったかな。最初掛けて。

○会長職務代理者（塚越 勤） 13万だよ。

○会長 また聞いておいてもらって、参考のために。

それと、あと今回また更新するのだけれども、期間、年数、一応3年になっているのだけれども、その点に関して皆さんから何か質問等ございましたらお願いします。3年でいいか。それより、様子見るなら短くするとか、そういうところで皆さんから何かご意見あったらお願いします。

清水委員。

○1番清水委員 1番の清水ですが、収支の見込みのところで雑収入と発電収入が同じということは、発電収入を雑収入として見ているということですよ。販売金額は、3年過ぎなければ販売にはならないわけですね。だから、売電を雑収入として見ているということですか。

それと販路、今すぐではないのでしょうかけれども、ある程度どういったところに出荷するのかわかることも、ちょっと疑問を持ったのですけれども。

○会長 では、今の質問に対して。

○事務局 販路については、この間も聞き取りのときにお話を伺ったのですけれども、今の時点ではJAとか、そういうところに卸しているということではなく、知り合いというのですか、花屋さんがあって、そこに出荷というか販売をしているということをおっしゃっていました。今後もそこを主に使っていきたいということは、この間の事前調査のときにはおっしゃっていました。

○1番清水委員 ありがとうございます。花屋さんに出荷したぐらいでは大したことないのではないですか。それより市場出荷ということ考えたほうがいいのかないかななんて思うのですけれども。花屋さんで幾らも取ってもらえないのではないかなと思うのです。

○事務局 また、そういった意見が出たということはお伝えしたいと思いますので、販路も考えてくださいということでお話ししておきます。

○25番金井委員 25番、金井です。先ほどの会長のほうから期間というのがありましたが、ヒアリン

グと一緒に出ていろいろ聞かせてもらったのですけれども、その中でまだ3年ぐらいで、要は5、6年ないと売れないという話なので、まだ売っていない。その来た人にいろいろ聞いたのですけれども、売る場所もまだ定まっていないし、これから本当にできてみないと分からないということなので、不可解な要素がいっぱいあるわけです。ただ、営農者側にしてみれば、聞いたらこれから頑張ると。もしこれが売れなければ、ほかの作物を作ってもいいという話をしているのです。だから、本人だけはずっと続けていきたいという意志があるので、それだったら応援してやろうかなという気にもなりました。だから、まだ先がちょっと分からないという状況だそうなのですけれども、というところなのです。

○1番清水委員 でも、これだけの規模でやるのですからもう少し、駄目ならというふうに、すぐ切り替えるというのもどうかと思います。

○25番金井委員 先ほど会長が言ったように値段がちょっと下がってしまっていて、あまり売れない見込みがあるという話なので、会社としても将来的にはこれでいいかどうかというのを、ほかの作物と一緒に考えて今同時進行しているらしいのですよ。

○24番設楽委員 24番、設楽です。ちょっと気になったのですけれども、間違いですか。単収見込みが、10アール9キロというのです。9キロといたら本当に抱える程度ですから、目標にしては低いなと思って、間違いかどうか、その辺が、農業やっていますので気になったところなのですけれども。

○会長 その点、事務局分かるかな。

○事務局 こちらのデータというのが、東京都の青梅市だとか、栃木県の鹿沼市の実際栽培されている方のそのデータを基にということがあるそうなので、代理人の方、また営農者の方からお伺いするところだと、9キロというふうにお伺いしているので、また改めてちょっとその点は確認してみたいと思います。

○会長 単収9キロなんていったら、ほとんど収入ないようなことだと思うのだけれども。

○1番清水委員 それで、私、時折埼玉のほうへ行くのですけれども、神川辺りでは大分営農がこのサカキやっているところあるのですけれども、もう営農型でやっているとはいえども、下にあるサカキというのは割と伸びないのです。場所によってはですけれども、管理の仕方悪いのでしょうか、草がみんな巻き付いてしまって、これでしっかりできるのかななんていうような、放棄地になっているような感じのところもあるのだけれども、そんなことがないように、ここまでするので、そんな簡単に駄目なら切り替えるとか、切り替えることもいいことだと思いますけれども、それよりも少し専念した気持ちでやってもらうほうがいいのではないかななんて思うのですけれども、私ごとですけれども。

○会長 それで、何か所かやっぱり枯れてないところもあったので、そこはまた植えてくださいって話しただけけれども、ほかの作物にすればまたあれだと思いますが。取りあえず、まだこれでし

ばらくもうちょっと様子見るのだろうけれども。

これが山の中だと、このサカキが元気よく伸びているのだ。雑木林の下にサカキがあるのだけれども、東松山の辺だと物すごい、みんな取りに来ている。本当のサカキではないのだ。

○1番清水委員 だから、それも日照の関係もありますよね。

○会長 そうそう、そうそう。では、そういうことで、年数は3年ということによろしいでしょうか。

これナンバー1が、面積が3,000超えているのだね。

異議がなければ、ナンバー1については許可相当として、農業委員会ネットワーク機構なのですからけれども、意見聴取してよいか伺います。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、またナンバー2は、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

時間もちょうど1時間ちょっと過ぎましたので、ここで1回休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 時間になりましたので、これからまた再開いたします。

今5条のほうで、これから一括審議に移ります。ナンバー3からです。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、現在の自宅が高崎神流秩父線整備工事により収用されるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

9番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は賃貸借、近隣の住宅建設工事に伴い申請地を借り受けて仮設事務所を設置し使用したいという仮設事務所の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、営業期間は令和7年3月24日から令和7年6月30日までの約3か月間でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、土建業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、建築資材販売業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、防水工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、次のナンバー23が提出されております。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきのナンバー22が提出されております。

24番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は交換、住宅敷地が狭く不便なため申請地を交換にて取得し庭として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業の拡大に伴い申請地を買い受けて事務所を移転したいという事務所の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年4月1日から令和7年5月31日までの2か月間でございます。

29番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、同一事業の関連案件として、次のナンバー30が提出されております。

30番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、同一事業の関連案件として、さきのナンバー29が提出されております。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます、山林と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、同一事業の関連案件として、次のナンバー34が提出されております。

34番 契約内容は使用貸借、太陽光発電設備設置工事に伴う工事車両の通路用地として申請地を借り受けて使用したいという通路用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和7年5月1日から令和7年6月30日までの2か月間でございます。なお、同一事業の関連案件として、さきのナンバー33が提出されております。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、水道工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが駐車場が不足しているため既存の駐車場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、転用済みの田、雑種地と一体利用の計画でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、山林と一体利用の計画でございます。

45番 契約内容は寄附、申請地を譲り受けて境内地として整備し使用したいという境内地の申請でございます、境内地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

46番 契約内容は売買、住宅建築予定地に隣接する申請地を買い受けてドッグランを整備し使用したいというドッグランの申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー47が提出されております。

47番 契約内容は売買、海外で借家住まいをしているが帰国するに当たり自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、さきのナンバー46が提出されております。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、48件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今ナンバー3から50番まで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

この間の事前協議で、ドッグランだからナンバー46でいろいろ質問が出ましたので、それを本人に聞いてくれたのだよね。

○事務局 代理人を通じましてご本人様に確認させていただきましたところ、まず犬種のほうになりますが、ダッチ・シェパードが2匹、スタッフォードシャー・ブル・テリアが3匹ということで、合計5匹の犬を飼われているそうです。

○会長 それで、学校の通路になっているの、ここは通学路。

○事務局 通学路に含まれてはいるのですけれども、周囲は1メートルぐらいの高さのフェンスを設置する予定でございまして、外からは入れないような形で、手も入らないような形で計画はしているということでおっしゃってございました。基本的には、このダッチ・シェパードとスタッフォードシャー・ブル・テリアというのは室内飼いをする犬らしくて、基本的には家の中で飼育をして、遊ばせるときにここのドッグランを使用するというようなお話で伺っております。北部の事前協議でのご質問に対する回答は以上となります。

○会長 この間、そんな通学路になっているらしいので、子供が手を出してかまれたら困るということで、いろいろ質問がございまして、では本人に、申請者に聞いてくださいということで、今事務局のほうから報告がございました。

それと、それ以外のものに関して皆さんから。

○22番飯野委員 事前協議のときに話出ましたけれども、この予定地の周辺に住宅があるので、何軒か話を聞きました。そして、そのことも事務局のほうにも話しておいたのですけれども、やっぱりそういうことは、この申請というのは周辺の住宅の人は知らないわけで、話をしたら、犬がちよつと鳴いたりするのは困るとかということは言っている人が多かったです。そのことも事務局とも昨日電話で話したのですけれども、さっき説明があったように飼育する犬がおとなしい犬だという話も、聞いているところだったのですけれども、その中でどう反対していくかという話もよく分からないのですけれども、皆さんと相談すればと思っているところなのですけれども。いずれにしろ、近隣の住民はなかなかということだと思っておりますし、あと南側にもアパートがあるのです。民家だけではなくて。その辺のことも含めて考えてもらいたいと思います。

○会長 住み始めて飼い始めてから、そういう苦情だ何だ出てからでは遅いので、その前にある程度近隣住民の人に説明しておいて理解してもらってから進めるほうがいいのではないかとということで、

今飯野委員から話ございましたけれども、犬の鳴き声とかそういうのはどうだろう。犬の性格分からないから分からないのだけれども。すぐ近くの、予定地のアパートだとか。

○22番飯野委員 地続きです。

○会長 地続き。

○22番飯野委員 1軒は、私がさっき言ったところは東側にありますけれども、あとはもう2軒、3軒とか……

○会長 そういう点、法律で何メートル以上空けなさいという、そういうあれもないのだから。後になって苦情が来て、近隣同士でけんかになってもまた困るのだけれども。

○22番飯野委員 そういう説明もその住民の人にも話したのです、その意味で。犬だということなので。建物とか駐車場だったら、そうやって話しする必要もないと思っていたのですが。

○会長 引っ越し、そこへ住むときに前もって近くの住民の人に、これこれこういうわけで引っ越してきますけれども、よろしくお願ひしますと、そういう挨拶を大体するわけなのだけれども、それはまだこれからなのか。

○事務局 そうです。まだ申請人様たちはアメリカのほうに住んでいらっしゃいますので、これから売買契約をして、この許可が下りれば売買ということです。それから、着工という形になりますので、着工の前には恐らく施工業者さんとかが近隣住民に回って話はするとは思いますが、さすがに農地法でそこまで強制してやってくださいということは申し上げられないものですから、犬を飼っていて愛犬家の方になると思いますので、その辺というのはしっかりやっていただけるように、こちらからも代理人様を通じてお願ひするようにさせていただければと思います。

以上でございます。

○会長 どうでしょう。そういうことで、後でトラブルのないように進めてもらいたいと思っているのですけれども。

それと、それ以外のものに関してどうでしょう。あと、32番の面積が建売分譲住宅13棟、これ面積が多いので、農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取するわけなのだけれども、これはどうだろう。これは箕郷、柏木沢だね。箕郷地区の委員さん、これは別に問題ないですか。

○17番石川委員 問題ないです。

○会長 あと、ほかはどうだろう。なければ、今のナンバー46、ドッグラン、これもよければ許可相当とするのですけれども。

○22番飯野委員 アメリカに住んでいて、この飼い主さんが現地というか、見ているのですか、どうなのですか。うちのほうからすれば、民家があることが承知しているのだから、承知していないのかということだと思ふのですけれども。

○会長 売買、それまで進んでいるのだから、見ているのは見ているだろう。一度も来ないで、ここにしますって、そんなことはないと思っているのだけれども。現地は見ていると思ふのだけれども。

- 20番西山委員 帰ってきて高崎のほうに勤めるとかという話は聞いていない。
- 事務局 今お勤めの会社を早期退職されて、アメリカから帰国して高崎に定住されるということで、特に仕事のほうはもうされないようなことで伺っています。
- 会長 これでごっちへ移って犬飼い始めて、それからのいろいろトラブルは違う部署でもらうのだね、騒音問題は。
- 事務局 一応保健所のほうにも確認させていただいたのですけれども、やはり個人で飼う犬なので、きちんと犬種の登録をしていただいている分には、何も規制ができないということで伺っておりますので、あとはもう本当にご本人様とご近所様の関係性になってしまいますので、その辺はこれ以上申し上げられない。
- 会長 では、許可相当として、この32番の建売分譲住宅、それ以外のものも許可相当としてもよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてということで、高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第4号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案、農用地利用集積等促進計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」と、A4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用集積促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年5月1日始期予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は24名、貸手は42名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が37筆、4万1,547平米、地目、田の期間借地がゼロ筆、ゼロ平米、地目、畑の通年が31筆、5万7,674平米、地目、畑の期間借地がゼロ筆、ゼロ平米、合計で68筆、9万9,221平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は50筆で、割合は73.5%となっております。

なお、前回の農業委員会総会にて質問がありました法人数につきまして、高崎市全域での数値となりますが、今回より記載させていただいております。一番右側の数値でございます。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が28筆、3万1,804平米、畑が17筆、4万4,284平米、10年から15年未満の農用地について、田が9筆、9,743平米、畑が14筆、1万3,390平米、15年から20年未満の農用地については、田、畑ともにゼロ筆、20年以上の農用地について、田、畑ともにゼロ筆となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明がございました。

この件に関して皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。ないですか。手を挙げている人はいないね。

異議がなければ、要請してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、ここで議案のほうが終わります、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域ほか20件、合計21件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、以上1件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請1件、5条申請30件、合計31件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年2月25日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それ以外に事務局のほうからないですか。いいですか。

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして第21回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時28分 閉会